

2022年5月27日

各位

会 社 名 株式会社ライフドリンク カンパニー

代表者名 代表取締役社長 岡野 邦昭

(コード:2585、東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役管理本部長 新 敬史

(TEL. 06-6453-3220)

# 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関連する議案(以下「本議案」といいます。)を2022年6月28日に開催予定の第50期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

### (1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上、及び対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期的なインセンティブとして導入される制度です。

### (2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式 (譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け (以下「無償交付方式」という。)、又は②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式 (譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるものであるため (以下「現物出資方式」という。)、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月29日開催の当社第49期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年額200百万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役については年額50百万円以内として、ご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式又は現物出資方式のいずれかの方法により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物 出資方式をあわせて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年40,000株以内、監査等委員 である取締役については年10,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式 分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発 行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で 調整します。)とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行

の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年額40百万円以内、監査等委員である取締役については年額10百万円以内といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。)。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日(ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については指名・報酬委員会の諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役の非違行為等の当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式 を無償で取得すること

## 【ご参考】

本議案が承認可決された場合、当社は取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり改定いたします。

### 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### 基本方針

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬(賞与)及び非金銭報酬(株式報酬)により構成することとする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬(賞与)の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬(賞与)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した 現金報酬とし、各事業年度のEBITDA(営業利益+減価償却費)の目標値に対する達成度合いに応じて算出さ れた額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は中期経営計画と整合する計画策定時 に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬(賞与)の額又は非金銭報酬(株式報酬)の額の取締役(監査等委員を除く。) の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(Vの委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、次のとおりとする。

X	分	基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (株式報酬)
代 表	取 締 役	60%	20%	20%
取	締 役	80%	10%	10%

⑤ 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額及び各取締役(監査等委員を除く。)の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

以上